



静岡大学

海外渡航の危機管理マニュアル

学生用



平成30年7月版

国際交流委員会

目 次

1. 渡航前に行う事項	- 4 -
1) 留学・研修、私事渡航等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項	- 4 -
2) 留学説明会・ガイダンス・危機管理オリエンテーションへ出席しましょう	- 6 -
3) 静岡大学への海外渡航の届出	- 6 -
4) 海外旅行傷害保険に加入しましょう	- 6 -
5) 危機管理サポートサービス に加入する	- 7 -
6) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集	- 8 -
7) たびレジへの登録	- 9 -
8) 外務省の海外安全アプリ	- 10 -
9) 緊急連絡先リストの作成	- 10 -
10) その他の注意事項	- 10 -
2. 渡航後(すぐに行う事項)	- 13 -
1) 在外日本公館（日本大使館・総領事館）への在留届提出	- 13 -
2) 日本大使館・総領事館の情報	- 13 -
3) 留学・研修などの緊急時の対応体制把握	- 13 -
4) 自己の危機管理	- 13 -
3. 渡航中(常に注意する事項)	- 14 -
1) 宗教について	- 14 -
2) 写真撮影	- 14 -
3) マナー・エチケットの違い	- 14 -
4) 健康管理	- 14 -
5) 安全管理に注意	- 15 -
6) よくあるトラブルと対処法	- 16 -
4. 渡航中(危機に遭遇した場合)	- 18 -
1) 緊急連絡を行う	- 18 -
2) SNS等への投稿の禁止	- 18 -
5. 帰国後	- 19 -
1) 帰国後の体調不良	- 19 -
2) 空港の検疫所	- 19 -
3) 要注意期間（最低 6 ヶ月）	- 19 -
4) 静岡大学保健センターへの連絡	- 19 -

資料 1 OSSMA について

学生向け 海外渡航の危機管理マニュアル

【この危機管理マニュアルの対象者】

- ①「国際連携推進機構」等静岡大学が主催する海外派遣プログラムに参加する学生
- ②部局や研究室で行う海外渡航プログラムに参加する学生
- ③私費の留学や語学研修・インターンシップ・ボランティア・ワーキングホリデー（静岡大学が主催しないもの）に参加する学生
- ④私事渡航する学生

私事による渡航については、学生の安全管理の観点から、本マニュアルを準用して対応します。

主たる対象者は、①～③ですが、④の学生が読んでも有益な内容となるようにしています。

次ページ以降に示す事項には、それぞれ、誰を対象にしているのかを示していますので、自分が該当する箇所については必ず読んでください。

例 : ○○○○について [①②③]

自分が該当しない箇所であっても、知っておいた方が良い情報もありますので、参考としてできる限り目を通すようにして下さい。

本マニュアルが海外研修や留学に当たって役立てば幸いです。

【はじめに】

日本は、世界でも有数の治安の良い国であり、衛生面での問題も少ない国です。海外に渡航する日本人は、年間約1,800万人（平成29年度）に上りますが、残念ながら、事故や事件に遭遇する日本人旅行者の数も増えています。安全・安心な生活に慣れた日本人が海外に渡航する際には、予測していない事態に直面したり、巻き込まれたりする可能性があります。また、近年、世界各地でテロ事件が発生しており、日本人が被害に遭う事件も発生しています。

海外に渡航する際には、「**自分の身は自分で守る**」というのが大原則です。そのために、事前の様々な情報収集から始まり、渡航中、帰国後まで含めた入念な準備・対応が必要です。

ただし、海外で問題が生じたときには、全て自分で解決しようとするのではなく、必要な時に援助を受けることで、自分の身を守り、周囲の人を安心させることも重要です。海外の大学や静岡大学にも留学生に対して援助してくれる専門家やスタッフがいますので、積極的に援助を求めることも大切です。

また、いざという時に頼りになる保険や援助サービスに進んで加入することは、海外の大学や静岡大学のスタッフからの援助でも対応しきれない状況が生じたときに、大いに助けになります。

このマニュアルは、海外留学の際に気をつけなければいけないことを記載していますが、渡航先の情勢や風習、留学する学生自身の健康状態、その他様々な要因によって、このマニュアル以外にもさらに必要となる情報や対策が生じてきます。これらの情報を全て一冊のマニュアルにまとめきれものではありません（一例：外務省が刊行している「海外安全 虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」は104ページもあります。）。

つまり、「**一人ひとりに対応した情報は、誰かから提供されるものではなく、自分自身で集める必要がある。**」ということです。

こうした事情をよく理解した上で、日本とは異なる海外事情を把握し、留学が有意義なものとなるように、十分に情報を収集し、準備して下さい。

1. 渡航前に行う事項

「自分の身は自分で守る」という心構えの重要性

1) 留学・研修、私事渡航等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

① 危機発生の可能性があることを十分認識しましょう。【対象者：①②③④】

ここで言う「危機」とは、テロ、犯罪（窃盗、強盗、詐欺、強姦等）、感染症や体調不良、事故による怪我、宗教・風習によるトラブル、為替管理上の制限（一定金額以上の持出禁止）、通関のトラブル（麻薬などの禁制品、動植物、貴金属、電化製品など申告が必要なもの）、写真撮影や立入制限区域、交通ルールの相違、等々であり、他にも挙げればきりがありません！

② 危機発生時のシミュレーションを行いましょ。【対象者：①②③④】

外務省が刊行する「**海外安全 虎の巻**」(https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html)にはケースに応じた対応法が多数掲載されていますので、参考にしてください。

③ 健康状態をチェックしましょう（保健センターなどで予防接種の相談や健康診断を受ける。）

ア) 健康診断、歯科検診・治療【対象者：①②③④】

特に長期の渡航を予定している場合は、出発前に必ず健康診断を受けましょう。また、歯科治療は、一般的に海外旅行（留学）保険の対象外であり、海外での治療には高額な費用がかかります。渡航前に治療をすませておきましょう。

イ) 持病【対象者：①②③④】

渡航に差し支えない持病がある場合、診断書（英文）、処方薬説明書（英文）を渡航先に持参しましょう。症状の悪化の可能性がある場合や現地での通院が必要な場合、英文の紹介状や処方薬説明書を作成してもらいましょう。通院・治療中の学生は、渡航が健康面で問題がないか担当の医師に確認の上、渡航先大学等で補助等が必要な場合には、予め本学の留学担当者に報告してください。

ウ) 常備薬【対象者：①②③④】

海外では、一般の薬局で売っている薬でも日本で手に入るものとは違う場合があります。日本で自分がよく使う薬があれば持参するようにしましょう例：酔い止め、抗アレルギー薬、痛み止め、胃腸薬)。ただし、国によっては、持参しようとする薬の成分が認められていない場合がありますので、予め調べておくとよいでしょう。

エ) 予防接種【対象者：①②③④】

海外でかかる感染症として頻度が高いのは、飲食物から感染する下痢症やA型肝炎です(表1)。また、感冒や結核のように患者の飛沫で感染する病気も見られます。さらに開発途上国では、蚊に媒介されるマラリアやデング熱、性行為で感染するB型肝炎や梅毒、動物からかかる狂犬病などにも注意が必要です。

[表 1] 海外でかかりやすい感染症

感染経路	生活上の注意	感染症	主な流行地域	主な症状	予防接種の有無
飲食物から感染	・ミネラルウォーターを飲む ・加熱した料理を食べる	旅行者下痢症	開発途上国	下痢、嘔吐	
		A型肝炎	開発途上国	発熱、黄疸、全身倦怠感	○
		ポリオ	南アジア、アフリカ	発熱、手足の麻痺	○
		腸チフス	開発途上国 (特に南アジア)	発熱、腹痛	○※
		コレラ	アジア、アフリカ、南米	下痢、嘔吐	○※
患者の飛沫などで感染	・手洗いやうがい ・人ごみを避ける	インフルエンザ	全世界(冬季)	発熱、咽頭痛	○
		結核	開発途上国	咳・たん、体重減少	○
		髄膜炎菌性髄膜炎	西アフリカなど	発熱、意識障害、頭痛	○
蚊に媒介	・皮膚を露出しない ・昆虫忌避剤を塗る ・殺虫剤を散布する	マラリア	開発途上国(熱帯・亜熱帯)	発熱、悪寒	
		デング熱	東南アジア、中南米	発熱、発疹	
		日本脳炎	アジア	発熱、意識障害	○
		黄熱	熱帯アフリカ、南米	発熱、黄疸	○
性行為で感染	・行きずりの性行為を控える	B型肝炎	アジア、アフリカ、南米	発熱、黄疸、全身倦怠感	○
		梅毒	開発途上国	性器潰瘍、発疹	
		HIV感染症	全世界(とくに開発途上国)	発熱、リンパ節腫脹	
動物から感染	・動物に近寄らない	狂犬病	全世界(とくに開発途上国)	恐水発作、けいれん	○
		ダニ媒介性脳炎	ヨーロッパ、ロシア、アジア	発熱、頭痛、中枢神経症状	○※
傷口から感染	・傷口を消毒する	破傷風	全世界	口が開かない、けいれん	○

※腸チフス、コレラ、流行性髄膜炎には予防接種がありますが、日本では承認されたワクチンがありません。

[表 2] 地域別に推奨される予防接種(○:推奨する)

ワクチン名	短期滞在者※		長期滞在者 (短期旅行者でも通常の観光ルート以外に立ち入る場合を含む)							
	A型肝炎	黄熱	A型肝炎	B型肝炎	破傷風	狂犬病	黄熱	日本脳炎	ポリオ	髄膜炎菌
東アジア(中国、韓国など)	○		○	○	○	○		○		
東南アジア(タイ、ベトナムなど)	○		○	○	○	○		○		
南アジア(インド、パキスタンなど)	○		○	○	○	○		○	○	
中近東(サウジアラビアなど)	○		○	○	○	○			○	○ (メッカ巡礼)
アフリカ(ケニアなど)	○	○ (赤道周辺)	○	○	○	○	○ (赤道周辺)		○	○
東ヨーロッパ(ロシアなど)	○		○	○	○	○				
西ヨーロッパ(イギリス、フランスなど)					○					
北アメリカ(アメリカ合衆国、カナダなど)					○					
中央アメリカ(キューバ、バハマなど)	○		○	○	○	○				

南アメリカ（ブラジルなど）	○	○ (赤道周辺)	○	○	○	○	○ (赤道周辺)			
南太平洋（グアム、サモアなど）	○		○	○	○	△ (島による)				
オセアニア（オーストラリアなど）					○					

※短期滞在者：滞在期間が1ヶ月未満で都市部やリゾートなどに滞在する者

(出典：厚生労働科学研究費補助金・新興再興感染症研究事業 海外渡航者に対する予防接種のあり方に関する研究班作成「海外旅行者の予防接種 Q&A」川崎医科大学小児科学教室 平成27年11月改訂版)

www.kawasaki-m.ac.jp/pediatrics/common/pdf/yobousesshu_20151218.pdf

2) 留学説明会・ガイダンス・危機管理オリエンテーションへ出席しましょう。【対象者：①②③④】

国際連携推進機構では毎年5月から6月にかけて、プログラムの渡航前の説明会や危機管理に関するガイダンスを実施しています。必ず出席してください。

3) 静岡大学への海外渡航の届出【対象者：①②③④】

私事渡航も含め、海外に渡航する場合には学務情報システムのLiveノート機能を利用して渡航情報を登録してください。留学及び研修（インターンシップ、ボランティア、ワーキングホリデーを含む）の場合には、所属学部の学務担当係に外国留学等計画書も提出してください(平成30年10月より実施予定)。

4) 海外旅行傷害保険に加入しましょう。【対象者：①②③④】

留学中に、何らかの事件・事故に巻き込まれたり、慣れない環境で思いがけない病気にかかった場合、海外での医療費は基本的に、全額自費で負担することになります(日本の健康保険証は海外では使用できません)。海外で入院・手術などが必要となった場合には、数10万～数100万円の医療費が請求されることもあり、医療施設や水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となることもあります(定期便を利用した場合、地域によって250万～800万円。伝染性が高い感染症に罹患した場合など、チャーター便が必要となる搬送では、航空賃だけで2,000万円以上かかります(出典：特定非営利法人海外医療情報センターウェブページ))。

① **海外旅行傷害保険には必ず加入**し、家族にも補償等の内容を伝えておくことが必要です。

海外旅行保険に加入していると、事故や病気の際の医療費や移送費などが補償されるほか、補償内容によっては、貴重品の盗難や遺失時の対価、保険会社によっては、家族の渡航費負担や通訳の手配サービス、緊急キャッシングサービスなども盛り込んでいます。ただし、プランを慎重に選ばないと、補償されないケースもあります(例えば、誤って他人に怪我をさせたときやホームステイ先で火事を起こしてしまったときに支払った賠償金、スポーツを行うなど危険性の高い行為の際の怪我や持病が悪化した場合等は、補償の対象とならないことがあります。こうした場合は、別途特約を付ける必要があります)。

クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものもありますので、新たに海外旅行保険に加入する必要がないケースもあります。ただし、補償の限度額やサービスの範囲はカードにより異なります(学生が保有できるカードでは補償額が低い場合があるので、注意が必要です)。また、カードによっては、一定の条件を満たしていないと、保険が有効とならない場合があります(一例：日本を出国する以前に、自宅から出発空港までの交通費、海外旅行代金の支払いをカード決済で行っていること)。自分が持っているカードの海外保険の適用条件や範囲をしっかりと確認し、可能な限り充実した保険に加入することをお勧めします。

- ② 海外旅行保険は、自分に必要なオプションを選んで加入することもできますので、「クレジットカード付帯海外旅行保険」＋「海外旅行保険」の組み合わせでもよいでしょう。「学研災付帯海外留学保険（付帯海学）」は、学生のみなさんが加入している学研災（学生教育研究災害傷害保険）の補償内容を活かした合理的な補償プランで、重要性の高い治療・救援費用部分と賠償責任部分の補償を充実させたプラン設計となっています。

加入希望者は学研災付帯海外留学保険申込書に必要事項を入力し、国際交流課国際交流推進係又は浜松学生支援課留学生係に提出してください。手続き完了後に海外旅行保険証と払込票をお渡しします。郵便局で保険料の払込をしてください。

なお、学研災の付帯は、本学が承認した派遣留学に参加する学生のみに限られます。

- ③ 渡航先によっては、ビザ取得の際に保険加入が条件となっている国や受入大学が指定する保険に入ることを義務づけることがありますので、保険加入前に各自確認をするようにしてください。

ビザ取得の際に保険加入が条件となっている場合には、保険会社から**付保証明**（保険に加入していることの証明書で、保険契約書とは別物です。）を取得してください。

- ④ なお、プログラムによっては、静岡大学が保険を指定する場合があります。

【参考】世界の救急医療事情（例）盲腸手術入院時の都市別総費用

都市名	盲腸手術の治療費・総費用（腹膜炎を併発していない手術を想定）入院費・薬剤費を含む	救急車の料金 (公)：公営の場合
東京	¥400,000	(公)無料
ホノルル	¥3,041,000	(公)¥121,600/約5km
ロサンゼルス	¥2,432,800	(公)¥152,100＋走行加算¥2,400/マイル
バンクーバー	¥1,369,900	(公)¥55,900
ロンドン	¥1,721,800	(公)無料
パリ	¥890,800	(公)¥22,300
ゴールドコースト	¥949,600	(公)¥39,200＋走行加算¥160/km
北京	¥295,200～¥984,000	(公)¥790＋走行加算¥100/km
ソウル	¥557,500～¥669,000	(公)無料
シンガポール	¥1,379,600	(公)無料
バンコク	¥693,800	(公)利用頻度は低い
マニラ	¥28,700～¥861,000	(公)利用頻度は低い
クアラルンプール	¥103,600	(公)無料

★海外は自由診療となるため、治療費は受診する医療機関や治療内容等によって大きく異なります。

一覧は目安としてください。(2014年12月24日のレート(1US\$=¥121.64)で計算。)

(資料提供：ジェイアイ傷害火災保険株式会社)

- 5) 危機管理サポートサービス に加入する プログラムによって義務又は推奨 [対象者：①②③④]

「*OSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance) は、日本エマージェンシーアシスタンス(株)の危機管理サポートサービスです。」

OSSMA のアシスタンスサービスは、医療支援をはじめ、連絡が取れない場合や行方不明時の捜索、

海外生活における身近な問題の解決支援など、広く留学生生活を支援するサービスです。一方、海外旅行／留学保険は、金銭的な損害を補償する役割を担っています。非常時には、事件に巻き込まれた本人だけでなく、家族、受入／派遣大学、現地の医療・保健機関、警察・消防等の各機関が連携をして対処に当たる必要があります。OSSMA のアシスタンスサービスは、非常時の緊急対応支援・コーディネート、渡航者、家族、関係機関等に行います。

本学は、平成 26 年から本サービスを導入していますが、学生本人が大学を通して個人会員に申請し、会費の支払いをしなければサービスを受けることができません。なお、このサービスへの加入だけでは金銭的な損害は填補されませんので、これとは別に、必ず海外旅行／留学保険に入る必要があります。

- ① 国際連携推進機構（旧国際交流センター）HP の情報又は OSSMA 案内により、危機管理サポートサービスについて理解する。
- ② 静岡キャンパスは国際交流課、浜松キャンパスは浜松学生支援課より申込書を受け取り、申込の手続きをする。
- ③ OSSMA ロケーターシステムへの個人情報、旅程情報を登録する。
- ④ OSSMA カードを受け取り、そこに記載された OSSMA の 24 時間サポートデスクの連絡先を、保護者や指導教員へ連絡する。

【適用される留学】（教育・研究活動で学生・引率者が海外渡航する場合も含む）

- 1 静岡大学国際連携推進機構実施の留学プログラム（交換留学・夏季短期留学・春季短期留学・ILUNO・VSCP・協定校派遣プログラム等）に参加する場合
→必ず OSSMA のメンバーになる必要があります。
- 2 各部局や研究室のプログラムに参加する場合
→登録を強く推奨します。
- 3 私費の留学や語学研修・インターンシップ・ボランティア・ワーキングホリデーなどに参加する場合 →条件によって適用されます（一部対象外）。登録を推奨します。

6) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集【対象者：①②③④】

留学先の治安状況や犯罪の手口、法律や習慣を事前に熟知しておくことで、多くの事件・事故を防ぐことができます。留学前に次のことを行い、情報を収集しておきましょう。

- ① 国際情勢の変化や動向について把握する。
- ② 渡航先の現地安全情報を把握する。（例：外務省・在外日本公館のウェブサイトを活用、表3、表4-1 参照）
- ③ 渡航先の感染症情報を把握する。（例：厚労省検疫所のウェブサイト、表3、表4-2参照）
- ④ 渡航先の政治・文化・慣習、日本との関係や対日イメージなどを調べる。

〔表 3〕 危険情報の収集ルート一覧

ウェブサイト	内容	URL
外務省安全情報 海外安全 WS/世界の医療情報	一般犯罪、政情、治安情勢、医療情勢など総合的な情報	http://www.anzen.mofa.go.jp http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
渡航先の在外日本公館安全情報 (殆どの公館の WS で公開)	現地特有の多発型 一般犯罪情報や治安情報、生活情報	各公館の URL は、外務省ウェブサイトの「在外日本公館リスト」に掲載 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/
厚生労働省 検疫所 FORTH	感染症・医療情報	http://www.forth.go.jp/index.html
国立感染症研究所 感染症疫学情報センター	感染症・医療情報	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
アメリカ国務省 Travel State	一般犯罪、政情、治安情勢、医療情勢など総合的な情報	http://www.state.gov/travel/
イギリス外務省 FCO Travel Advice		http://www.fco.gov.uk/en/
オーストラリア外務省 Travel Advisories		http://www.smarttraveller.gov.au/
カナダ政府 Public Safety		http://www.canada.ca/en/services/safety/index.html
世界保健機関 WHO	健康、医療に関する科学的・技術的情報	http://www.who.int/en/
アメリカ疾病予防管理センター CDC	感染症対策	http://www.cdc.gov/
外務省領事局領事サービスセンター海外安全相談班(03-3580-3311 (代) (平日昼間のみ))		

〔表 4-1〕 危険情報のカテゴリー (外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」より)

レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

〔表 4-2〕 感染症危険情報のカテゴリー (外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」より)

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則 (IHR) 第 49 条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR 第 49 条に規定する緊急委員会において、同第 12 条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」が発出される場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR 第 49 条に規定する緊急委員会において、同第 12 条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」が発出され、同条第 18 条による勧告等において WHO が感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、IHR 第 49 条に規定する緊急委員会において、同第 12 条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」が発出され、同条第 18 条による勧告等において WHO が感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

7) たびレジへの登録【対象者：①②③④】

滞在期間3か月未満の日本人に対し、外務省は、平成26年7月以降「たびレジ」システムを導入しています。同省の専用サイトに必要事項(旅行日程・滞在先・連絡先)を入力することにより、滞在先の最新情報や緊急事態発生時の連絡メール、あるいは、いざという時の緊急連絡等の受け取りが可能となりますので、必ず登録しましょう。

8) 外務省の海外安全アプリ【対象者：①②③④】

海外居住者や渡航中の方に、安全に係る情報をお届けすることを目的としたアプリです。自分の身を守るため、有効に活用しましょう。

- ① スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示することができます。
- ② 任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができます。
- ③ 各国・地域の緊急連絡先を確認することができます。

アプリのダウンロードはこちら ↓



こちらからもダウンロードできます https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/app_download.html
(Android 版のみ)

9) 緊急連絡先リストの作成【対象者：①②③④】

海外留学中の緊急事態は、関係者に迅速な連絡を取ることで、危機を回避又は最小限で食い止める可能性が高まります。留学前に「緊急連絡先リスト」(末尾に見本を添付)を作成し、万が一の場合に備えましょう。また、留学中は常に身に付けるとともに、紛失や盗難に備えて複数の場所に保存しましょう。

10) その他の注意事項【対象者：①②③④】

① 出入国時の注意事項

ア) ビザ(査証)とパスポートの有効期限

渡航先・滞在期間に適合したビザを取得する必要があります。ただし、観光目的の短期滞在などに限ってビザの取得を免除している国もあります。国によっては、入国(又はビザの取得)の際、パスポートに一定の残存期間がない場合や、出入国スタンプを押すためのビザ頁の残りが少ない場合に、入国を拒否される場合があります。

イ) 電子渡航認証(ESTA等)

入国にあたり、事前に電子渡航認証の手続きが必要な国があります。

アメリカでは、一定の条件を満たしている人に対しては、ビザ取得を免除するプログラム(VWP)を実施していますが、アメリカ行きの航空機や船に搭乗する前にオンラインでESTA渡航認証を受けなければなりません(他国が目的地で、アメリカで乗り換えする場合であっても、この手続きが必要です)。ESTA申請は旅行前ならいつでも可能ですが、旅行計画が立てられ次第または航空券を購入する前に申請することが推奨されています。

詳細については、在日米国大使館・領事館のHPに掲載されています。旅行代理店でも詳しく手続きを教えてください。事前に申請を行ってください。

【在日米国大使館・領事館(ビザサービス | ビザ免除プログラム | ESTA(エスタ)申請)】

<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/visa-waiver-program-ja/esta-information-ja/>

電子渡航認証が必要な国は、他にもカナダ(eTA)、オーストラリア (ETAS)がありますので、事前に手続きをすませておいてください。

ウ) 出入国カード

出入国カードは、ある国に入国またはその国から出国する場合に、外国人が提出を義務づけられるものです。一般的に、航空機内で配られ、空港に到着時に提出します。

「姓名」「生年月日」「住所」「国籍」「職業」「搭乗地」「到着便」「パスポート番号」「滞在先の住所」などを英語で記入します。予め記入事項を調べておくといでしょう。

エ) 為替管理

多くの国が、一定金額以上の現金や有価証券類等を携行して出入国する場合に税関申告を義務付けています。こうした規則に違反したため、現金等を没収される例も少なくありません。

カ) 通関

全ての国で、麻薬類や銃器などの持ち込み、持ち出しが禁止されています。また、検疫対策のため多くの国で動物（食肉や魚も含む）や植物の持ち込み・持ち出しを規制しています。貴金属やパソコン、ビデオ、カメラなどの電気製品、楽器などの持ち込みに申告が必要な国があります。この場合、正確に申告を行い、税関から渡される受領証を出国まで保管する必要があります。申告書の書き方に不安がある場合は、事前にしっかり調べておきましょう。

外務省の「税関手続きを甘く見てはいけません！」

https://www.ryugakusite.com/travel_authorization_information.html

国によっては、タバコを持ち込もうとしただけ（その場で放棄しようとしても）でも処罰対象となりますので、事前に十分に調べるようにして下さい。

② 航空チケット購入時の注意点

ア) 航空機事故等に備え、航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償を確認しておく。

イ) 便の変更ができるか

格安の航空チケットの場合は、便の変更が一切できないものが多いことから、乗り継ぎに手間取った場合や急な日程変更に対応できず、新たに航空券を購入しなければいけなくなることがあります。販売したツアー会社が倒産した例もありますので、購入時には注意しましょう。

ウ) 到着時刻

現地への到着時刻が遅くなると、ホテルまでの移動手段がなかったり、夜間の行動で犯罪に遭う危険性が高まります。ホテルまでの移動時間を考慮した便を選びましょう。渡航先、季節によっては、日本に比べて極端に早い時間から暗くなる場合もありますので、注意しましょう。

現地の交通機関は時間通りに運行しないことも多いので、飛行場まで移動する際には、時間に余裕を持たせましょう。

③ スマートフォン、携帯電話、データ通信

海外から日本に電話をかけると数分でもかなりの通話料金がかかります。また、日本にいたときと同じ設定でデータ通信を行うと、事後に高額な料金が請求されます。渡航先での利用に合わせた

設定に変更しましょう。大手キャリア（ドコモ、AU、ソフトバンク）利用者は、海外用サービスに加入してから渡航するのもよいでしょう。

海外でデータ通信を行うに幾つか方法があります。

- ・フリーWi-Fiを使用
- ・海外用モバイルWi-Fiルーターをレンタル
- ・携帯電話会社の海外パケット定額に加入
- ・現地のSIMカードを購入

これらの内容については、「地球の歩き方」等に掲載されていますので、自分で比較検討して下さい。

④ 留守中の対応

ア) 家族への渡航情報

旅程、搭乗便、滞在先、自分以外の緊急連絡先等を予めまとめて、家族に連絡しておきましょう。渡航後も定期的に連絡を取るようにしましょう。

イ) 賃貸借（アパート）

賃貸借契約書では、1ヶ月以上不在にする場合には家主に連絡するように記載されているケースが多いので、必ず大家さんに連絡しておきましょう。何も伝えずに長期間留守にすると、賃貸借契約を解除されるなどのトラブルとなる恐れもあります。ガス・電気・水道の元栓の確認、家賃の支払い、施錠をしっかりとし、新聞を購入している場合は、止めておきましょう。

⑤ 渡航時のお金

渡航先の現金を持っていく方法、海外で使用できるクレジットカードを持っていく方法、海外プリペイドカードを利用する方法など、いろいろありますので、自分自身で検討して下さい。

「地球の歩き方」お金ガイド <http://www.arukikata.co.jp/money/>

クレジットカードを使う際には、サインをする前に金額が間違っていないか、通貨の単位が記入されているかをしっかりと確認し、控えを必ず受け取りましょう。

2. 渡航後（すぐに行う事項）

1) 在外日本公館（日本大使館・総領事館）への在留届提出【対象者：①②③④】

滞在期間が3ヶ月以上の場合、旅券法上、「**在留届**」の提出が義務付けられていますので、必ず提出してください。提出することにより、災害やテロ等の緊急時の安否確認、避難の手配の連絡・保護が在外公館から受けられます。「在留届」は外務省専用サイトからオンライン登録ができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

2) 日本大使館・総領事館の情報【対象者：①②③④】

世界各国・地域に配置されている在外日本公館がホームページ上で発信している安全情報をはじめ、世界各国の政府やマスコミからインターネットを通じて発信されている情報の中には、その国の安全に関する有益な情報がたくさん含まれています。定期的に派遣先の危険情報について把握し、安全対策に役立ててください。

各国の在外日本公館のウェブページは、外務省の在外日本公館（目次）のページからアクセスできます。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

① 在外日本公館メールマガジン

在外日本公館によってはメールマガジンの登録が可能ですので、活用して最新の情報を得るようにしましょう。

② 非日本語環境対応サイト

外務省は、日本語対応でない海外のパソコンでも、非日本語環境パソコンからの安全情報閲覧用サイトを開設しています。持参したスマートフォンやパソコンが利用できない場合に活用しましょう。

PC版 https://www.anzen.mofa.go.jp/img_toko/index.html

モバイル版 <http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

3) 留学・研修などの緊急時の対応体制把握【対象者：①②③】

①留学・研修先等で開催する危機管理オリエンテーションに参加する。

②留学・研修先等の緊急時対応体制と連絡システムを把握する。

③本学からの定期安否確認のルールを把握し、必ず応答する。

④大災害若しくは大事件発生時等は、緊急安否確認を実施するので、必ず応答する。また旅行等滞在先においては、実施前であっても自ら現在おかれている状況を大学に必ず連絡する。

4) 自己の危機管理【対象者：①②③④】

① 緊急連絡先リスト（OSSMA 加入者は会員カード）を常時携帯しましょう。

② OSSMA 加入者は、OSSMA から大学への緊急連絡体制を把握しましょう。

③ 家族、指導教員には定期的に連絡しましょう。

④ 滞在地を長く離れる、もしくは他の国へ行く場合は、家族・友人、プログラム実施責任者、指導教員等に報告しましょう。また、「**たびレジ**」への登録をしましょう（旅行先等の在外公館からの緊急通報や最新安全情報が提供されます）。

OSSMA 加入者は、短期旅行の際に、OSSMA ロケーターシステムの登録中の旅程情報を更新しましょう。更新していない場合、適切な緊急安否確認を受けることができないばかりか滞在先に調査が入ることがあります。

3. 渡航中（常に注意する事項）

1) 宗教について【対象者：①②③④】

宗教については、特に慎重に対処することが必要です。社会全般にわたって宗教が大きな役割を占めている国は少なくありません。そのような国では、法律に宗教に関する規定を含んだものが多く、宗教を侮辱したり、宗教儀式を妨害したりするような行為は厳しく罰せられます。服装についても注意が必要な国はたくさんあります。特に宗教施設を訪問する際には、過度に肌を露出する服装や派手な服装は避け、その宗教に敬意を示す態度を心がけましょう。

2) 写真撮影【対象者：①②③④】

撮影禁止場所を必ず確認してください。

多くの国では、国防上の理由から、国境施設、軍事施設、空港、港湾等の施設について写真撮影を禁止しています。この他、一定の公共施設や美術館などについて、撮影の許可が必要な国もあります。うっかり禁止地域を撮影したために、カメラを没収されたケースや警察に拘留されたケースも発生しています。本人は違うものを撮影していても、撮影制限対象の近くで撮影していると、禁止行為をしているとみなされることもあります。

3) マナー・エチケットの違い【対象者：①②③④】

日本と海外ではマナーやエチケットに相異があるので、事前に良く調べ、無用なトラブルを回避するようにしましょう。

【例】

- ・ 現地の子供がとても利口で可愛いので頭をなでたら、その親から厳しく怒られた。
- ・ いすに座って現地の人と話をしている最中に足を組んでいたら、不快感を示された。

その国の風俗・習慣の全てを調べ理解することは不可能ですが、大切なことは、現地の風俗・習慣を尊重する気持ちを持ち、常に慎重な発言や行動に努めることと言えます。

4) 健康管理【対象者：①②③④】

海外から帰国した後にコレラや赤痢などを発症した日本人のニュースを目にすることがありますが、その多くは、現地ではその病気が流行していなかったり、周囲に症状が出ている人がいなかったりするにもかかわらず、感染したものです。日本との衛生環境や食べ物の違い、旅行中の疲労などにより、感染しやすくなることもあり、現地の人が大丈夫だから自分も大丈夫という考えは通用しません。海外に渡航する際には、特に注意すべき感染症が流行していないかや、予防接種が必要かどうかの情報は最低限確認し、さらに、現地で体調を維持していくためには特にどのような注意が必要かという視点でも情報を集め、事前に必要な対策を講じることが大切です。

【例】

- ・ 生水・水道水は飲まない。
- ・ 生ものの魚・肉・野菜・卵・カットフルーツ・氷を避けて、十分加熱調理したものを食べる。
- ・ 手洗い・うがいを励行する。
- ・ 体調を崩すと現地の感染症等にかかりやすくなるので、十分な休養・睡眠をとる。
- ・ 流行中の感染症や風土病の情報収集を行い、予防対策を講じる。

5) 安全管理に注意【対象者：①②③④】

① 交通事故に注意する。

自動車通行の右側・左側の違いは当然ですが、特に交差点（右折・左折）のルールは国ごとに異なります（アメリカでは多くの州で、赤信号でも一旦停止後、右折ができる。）。交通標識も国によって異なったり、信号無視が当たり前だったりすることもありますので、十分に気をつけましょう。

② 犯罪に巻き込まれない。

日本人が巻き込まれたトラブルの中で群を抜いて多いのが、窃盗、強盗、詐欺などのいわゆる財産犯で、事件・事故の総件数の3割近くを占めています。

【例】

- ・スリ：路上で、乗物の中で、ショッピング中に…
- ・置き引き：空港で、ホテルのロビーで、レストランで、誰かに話しかけられた際に…
- ・引ったくり：路上で、地下鉄やバスの昇降口で…
- ・強盗：ホテルの部屋で、エレベーターで…
- ・（その他）偽の出迎えに身包みを剥がれる、偽警察官による金品の没収、クレジットカード詐欺、睡眠薬強盗、首絞め（羽交い絞め）強盗、性犯罪（特に女性）、悪徳タクシー、UBER（一般ドライバーを利用した配車システム・アプリ）トラブル、海賊版商品の購入、等々…

これらの犯罪についての発生状況や具体的な対策は、外務省ホームページ掲載の「海外安全 虎の巻 ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」に詳しく記載されていますので、参照してください。

③ 薬物について

犯罪であり当然厳禁ですが、自分の意志とは関係なく、麻薬取引に巻き込まれることがあります。国によっては死刑、無期懲役という厳しい罰則で取り締まっています。

【例】

- ・頼まれた荷物を運んだだけと訴える日本人に死刑判決が確定（マレーシア）
- ・麻薬の計画的密輸を行った者のほか、運搬しただけの者も含めて日本人8人に死刑執行（中国）
- ・この他、イラン、サウジアラビア、ベトナム、シンガポール、タイ等アジア各地で、近年、麻薬犯罪に対して死刑が執行されているので日本人も注意が必要

麻薬の運び屋が、他人に荷物を預からせることがあるので、この手の事件に巻き込まれないよう、たとえ現地の知り合いであっても、他人からの荷物預かり依頼は固く拒否してください。

また、日本より容易に麻薬が入手できる上、しつこく誘われ仲間の圧力から断りにくい雰囲気になることがあるので、麻薬犯罪に関わらないとのハッキリとした意思表示が必要です。

④ 犯罪にあったら

盗難や紛失などの被害にあったら、まず警察に届出し、被害届の受理書（ポリスレポート）を作成を依頼しましょう。この書類は、パスポートの発給申請や保険請求などの際に必要です。

クレジットカードを盗まれた場合には、不正使用対策として、至急クレジットカード会社に連絡し、カードの無効手続きを行って下さい。この際、カード番号の確認が必要です。**事前に控えておきましょう。**

また、**緊急連絡先リスト**は常に携帯するよう心がけてください。また、盗難や紛失に備え、複数の箇所に保存しておきましょう。

⑤ 我が国の外国為替及び外国貿易法上の制限について

高度研究資料等の海外への持ち出し等については大量破壊兵器の拡散防止等を目的とする「安全保障貿易管理」の対象となっています。

具体的には、

- 1) 研究機材や化学物質、微生物等の輸出(海外渡航時の持ち出し)、
 - 2) 海外の政府や企業が関係する受託研究や共同研究、
 - 3) 研究過程における海外研究者とのデータや資料の交換
- 等が、外為法に基づく安全保障貿易管理上の規制対象となり、経済産業省への許可申請が必要となることがありますので、注意が必要です。

経産省のホームページの「参考：大学・研究機関における安全保障貿易管理について」を参照の上、該非判定の学内手続きを確実に行ってください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/reference.html>

⑥ 知的財産権・情報資産の取り扱いについて

派遣先大学、企業において様々な情報を取り扱う機会がありリスクが生ずるので、派遣学生や研究者は必ず派遣先の指示に従い行動してください。

⑦ 紛争・デモ・暴動・災害発生等緊急事態発生時について

騒動の群れ等を避け、身の安全を確保しましょう。

ホテルの中で待機する際は、興味本位で窓の外の状況を見るという行動は絶対に避け、窓やカーテンを閉め、明かりを消す等、できるだけ安全な状態・場所で待機して下さい。

⑧ 他人とのトラブル防止

滞在中は、目立つ言動や行動を控え、現地人の恨みを買わないようにしましょう。

6) よくあるトラブルと対処法

ここでは、今まで述べたことを含め、よくあるトラブルとその対処法を簡単に示しています。

<移動中>

ア) スーツケースの紛失、延着

→ 一泊分の着替えを手荷物に入れておく（特に乗換えがある場合）

イ) 飛行機が遅れる

→ 乗換えがある場合は、代替便の確認、迎えがある場合は連絡を（電話やメール）

ウ) 盗難に遭う（特に手荷物の置き引き）

→ 絶対に荷物から手を離さない。貴重品は外ポケットに入れない。

エ) 空港や駅で知らない人に声をかけられる。

→ 無視する。丁寧に乗り換えを教えておいて、お礼（お金）を要求されるケースもあります。

オ) タクシーで法外な料金を請求される。

→ 相場の2～3倍の値段なら払ってしまう。そうならないように、安全な交通手段を事前に調べておく。

<現地の生活で>

ア) 宿泊先（ホームステイを含む）で盗難にあう

→ 貴重品の管理はしっかりと。現金はできるだけ少なく、カードを利用する。

- イ) パスポートの紛失
→すぐに在外日本公館に届け出をし、再発行の手続きをとる。この際、パスポート番号、発行年月日、写真2枚が必要です。**事前に用意しておきましょう。**
- ウ) 強盗にあう
→人通りのない場所を一人で歩かない。特に夜の一人歩きをしない。地域や季節によっては、日本に比べて極端に夜の時間が長いので、気をつける。
- エ) スリにあう
→人前でサイフを開けない。バッグやポケットに無造作に入れておかない。現地の犯罪情報については、「地球の歩き方」などで事前に調べてく
- カ) 貸したものが返ってこない
→大事なものは貸さない（特にお金）
- ク) 異性からの誘い
→日本とはルールが違うので要注意。断る場合は日本式の曖昧な答えではなく、はっきりと断る。
- コ) 性的な暴力を受ける
→異性との交際は慎重に。ホームステイでも起きることがある。何か起きたらすぐに相談を（留学先の担当者や国際交流課、保健センター）

4. 渡航中（危機に遭遇した場合）

犯罪被害に遭った場合は、まず、滞在先の大学等と静岡大学の担当者に連絡し、適切な指示を受けてください。必要に応じて、在外日本公館や関係機関等に届けを出し、再発防止と被害防止対策に役立てましょう。

1) 緊急連絡を行う。【対象者：①②③④】

留学前に作成した「**緊急連絡先リスト**」を元に、緊急連絡先に連絡しましょう。

- ① 留学先の大学・研修先及び静岡大学への連絡。OSSMA 加入者は、ヘルプライン（24 時間対応）への連絡。

【参考】静岡大学は、派遣学生もしくは OSSMA ヘルプラインから第 1 報を受けた後、静岡大学危機レベル 1 以上に該当する場合には、状況に応じて保護者等に連絡します。

- ② 在外日本公館から緊急連絡が入った場合は、その指示に従いましょう。

2) SNS 等への投稿の禁止【対象者：①②③④】

ツイッター、フェイスブックやその他の SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）は、投稿内容、写真に写りこんだもの、Exif 情報（撮影したときに記録される情報で、撮影場所、時間も含まれる）などから居場所が特定されたり、長期間留守にしている情報をばらまいたりすることで、自身や留守宅が犯罪対象となる危険性があります。また、危機が発生した際には、不確定な情報や断片的な情報が投稿されると、閲覧者が正確な情報を把握できず混乱を招いたり、掲載者本人の危機の増長を招いたりする危険性があります。

このため、SNS 以外に連絡手段がないなどの真に必要なケースや、確実に裏づけが取れた情報に限り投稿するなどに利用をとどめ、みだりに SNS 等に投稿しないように心がけましょう。

5. 帰国後

留学プログラム担当者、指導教員に帰国の報告をし、所属部局にて必要に応じて復学、履修等の手続きをして下さい。

1) 帰国後の体調不良【対象者：①②③④】

感染症には潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が、数日から1週間以上と長いものもあり、帰国後しばらくしてから具合が悪くなることがあります。その際は、早急に医療機関を受診してください。

2) 空港の検疫所【対象者：①②③④】

空港や港に設置されている検疫所では渡航者を対象に健康相談を行っています。

帰国時に発熱や下痢、具合が悪いなど体調に不安がある場合には、検疫官に相談してください。

3) 要注意期間（最低6ヶ月）【対象者：①②③④】

渡航中、特に発展途上国を渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があることを覚えておきましょう。医療機関にかかる際には、必ず海外渡航したことを教えてください。デング熱やリケッチア感染症による症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。

4) 静岡大学保健センターへの連絡【対象者：①②③④】

具合が悪いなど体調に不安がある場合には、保健センターに相談してください。

資料1 OSSMA について

海外滞在中 緊急連絡先 (OSSMA 会員専用ヘルプラインサービス)

☎ +81-3-3811-8286 24時間/365日 日本語・英語対応

*1 各派遣先の最寄のヘルプラインの番号に関しては冊子を参照すること。

◆ OSSMA (Overseas Students Safety Management Assistance) は、静岡大学が提携している、日本エマージェンシーアシスタンス (株) の危機管理サポートサービスです。

■ 危機管理サポートサービス OSSMA に関する問合せ先

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 (EAJ) OSSMA事務局

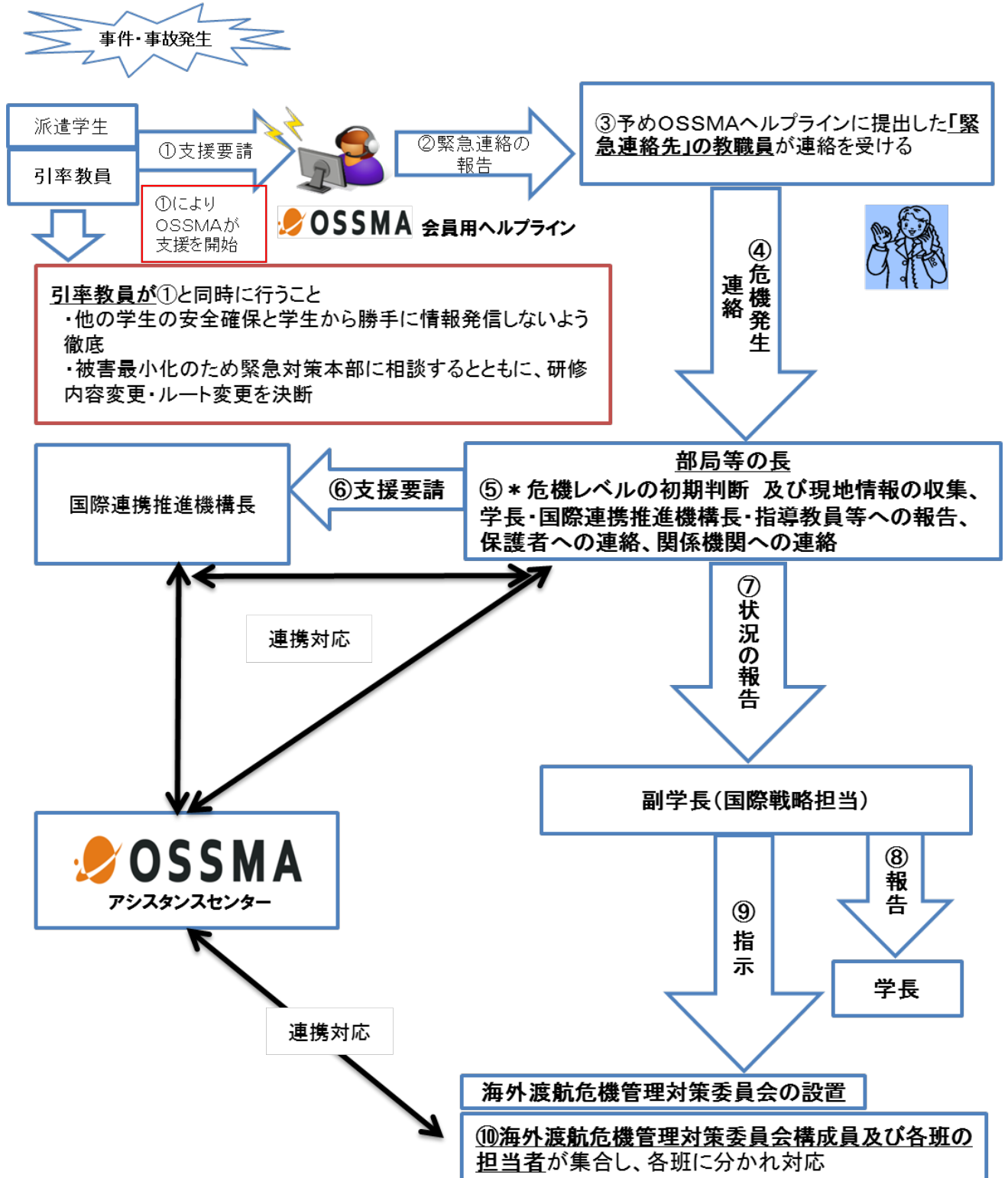
電話 : 03-3811-8310 FAX: 03-3811-8183 Email:students@emergency.co.jp

住所 : 〒112-0002 東京都文京区小石川 1-21-14

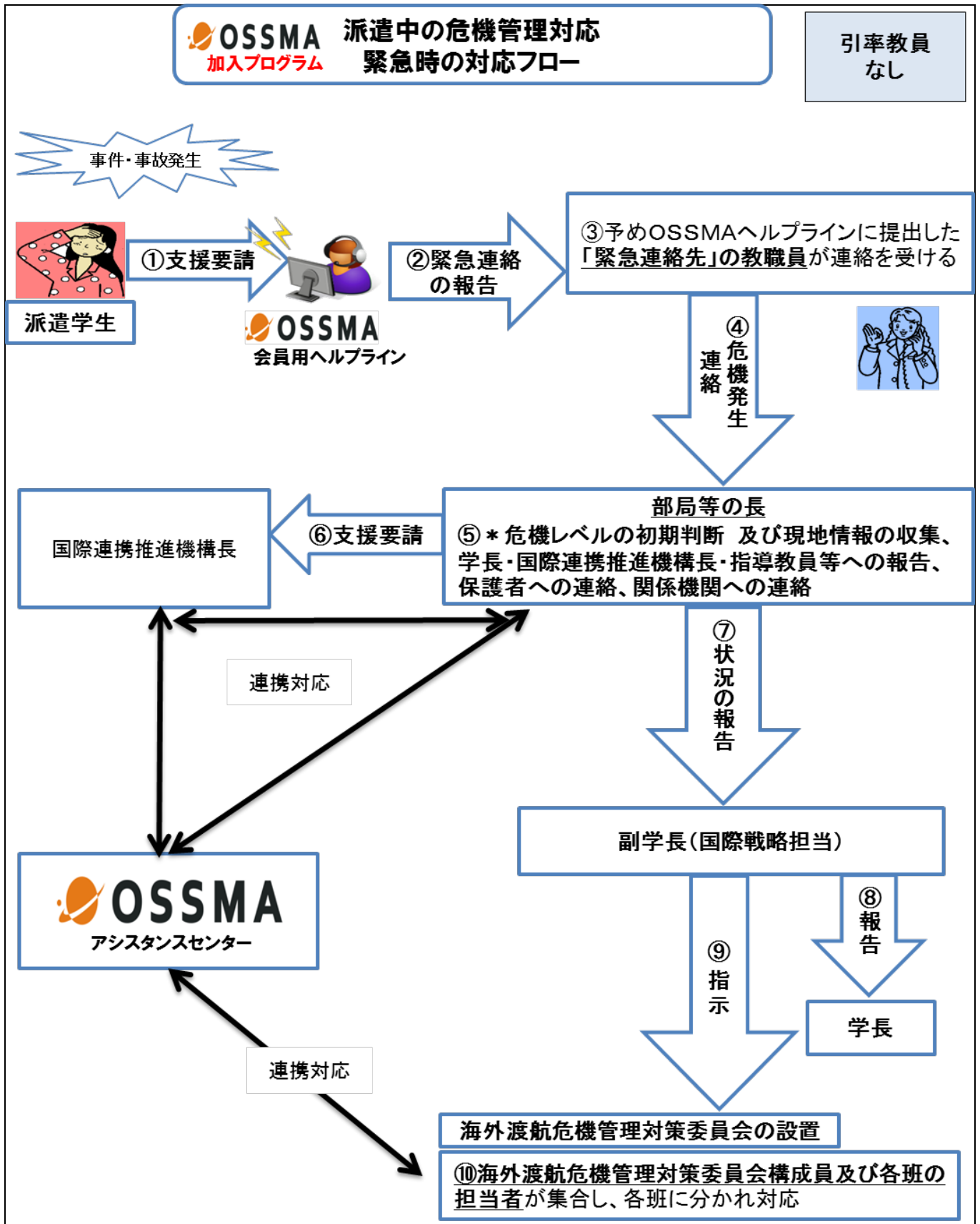
緊急時の対応フロー（OSSMA加入・引率教員有り）

**OSSMA 派遣中の危機管理対応
緊急時の対応フロー**

引率教員
有り



緊急時の対応フロー（OSSMA加入・引率教員なし）



【緊急連絡先リスト】

海外留学中の緊急連絡先を記入し、常に身に付けておきましょう。また、紛失や盗難に備えて、複数の場所に保管しておきましょう。

留学先大学の連絡先 (住所・電話番号・担当者名)	
滞在先 (住所・電話番号など)	
滞在先の日本国大使館・領事館 (所在、電話番号)	
現地の警察	
現地の救急車	
現地の消防	
外務省緊急連絡先	
家族	
静岡大学 所属部局学生系係	
静岡大学 国際交流課	
OSSMA ヘルプデスク	
銀行・クレジットカード会社 (盗難・紛失時の緊急連絡先も)	
保険会社	
旅行会社	
航空会社	
携帯電話会社	

【海外からのコレクトコールのかけ方】

コレクトコールとは、料金先方払いの電話のことです。持ち物（スマートフォンやパソコン）や所持金が全くない状況で、緊急連絡先へ電話で連絡しなければいけなくなった場合に使用してください。ここでは、日本語オペレーターが対応する KDDI の国際コレクトコールの例を紹介します。（状況によっては利用できない場合もあります）

- ① 電話を確保します（ホテルなら、部屋の電話で外線にかけるか、ロビーで電話を借ります。）。他の場所で電話を借りるときは、コレクトコールをかけたいことを伝えましょう。
- ② 「KDDI 国際電話アクセス番号」(<http://www.001.kddi.com/accessnumber/index.html>) から自分のいる国の「KDDI ジャパンダイレクト番号」にかけます。（なかなか繋がらないことがありますので、繰り返しかけてください。）
- ③ KDDI のオペレーターにつながったら、「コレクトコールでかけたいこと」、「相手の電話番号」を伝えましょう。電話番号以外に用件や目的を聞かれたら、それにも答えましょう。
- ④ オペレーターは、直接相手に電話をつないでくれる訳ではありません。まず、オペレーターが相手に電話をかけ、「誰からコレクトコールがかかっている」かを伝えます。相手が「繋いでください。」と答えたたら、直接通話できるようになります。相手によっては、コレクトコールを承諾しない場合もありますので、その場合には、別の連絡先にかけてみてください。

- ※ ホテル客室から利用する場合は手数料などがかかる場合があります。
- ※ 国・地域によっては公衆電話やホテル客室、携帯電話から利用できない場合があります。
- ※ 海外で携帯電話から利用する場合は、携帯電話料金がかかる場合があります。